一　保安林の所在場所　北海道紋別市上藻別一二三六の一地先・一二三八地先・藻別一二四〇地先・鴻之舞一二三三地先（以上四筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、一二三四（次の図に示す部分に限る。）、一二三四、上藻別一二三五、一二三六の一、一二三七から一二三九まで、藻別一二四〇、一二四一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

上藻別一二三六の一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、藻別一二四〇地先・上藻別一二三八地先（以上二筆地先国有林）、一二三六の一・一二三七から一二三九まで・鴻之舞一二三四・藻別一二四〇・一二四一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道二海郡八雲町熊石関内町七一九地先・七一九・七二二（以上一筆地先二筆について次の図に示す部分に限る。）、七二〇、七二一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　徳島県三好市三野町太刀野山字谷五六一九の五、山城町西字西向一四九二の一九、池田町西山落一七一七、池田町白地ノロウチ三五九、五七二、六二五、七八三の三、七八五の二、八〇九の一、八二二の二、八二三、八二六、八四五の一、八四七の一、八五〇の一、八六一の二、一〇七〇の二、一〇七一の一、一〇七四、一〇七〇の二の一、一〇七〇の二、池田町佐野西ノ向三三三三の一、井川町片山二六七、二七四、井川町野山六の一二九・六の一三八・東祖谷菅生四七一の一・四七一の六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、西祖谷山村有瀬五〇八の二、五一〇の一、西祖谷山村戸ノ谷三〇六の二九三・字川平一八一・字江田二二八・二二九の二・二三二・二三四・二三六・二三七・二三九から二四一まで・二四三の一・二四四の一・二四四の二・二四六・二四八・二五三の一・二五四・二六〇（以上二十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁並びに三好市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　京都府福知山市夜久野町畑小字オクユブ子三五二、三五二の一、三五二の二、三五四の二、三五五、三五五の一、三五五の二、三五七、三五七の一、小字クチユブ子三五八、三五八の一、三五九、三五九の一、三六〇、三六〇の一、三六一、三六二、三六二の一、三六三、三六三の一、三六四、小字西寺三六六、三六六の一、三六六の二、三六八、三六八の一、三七一、三七四、三七四の一、三七五、三七五の一、三七六の一、三七七、三七七の一、三七八、三七八の一、三八〇、三八〇の一、三八〇の二、小字ジチモ三八一、三八一の一、三八三、三八三の一、三八三の二、三八四、三八四の一、三八五、三八五の一、三八六、三八六の一、小字八尾三八七、三八七の一、三八八、三八八の一、三八九、三八九の一、三九一、三九三、三九三の一、三九四、三九四の一、三九四の二、三九五、三九五の一から三九五の三まで、小字ヒエダ三九七、三九七の一、三九八、三九八の一、三九九、三九九の一、四〇〇、四〇〇の一、四〇一、四〇一の一、四〇二、四〇二の一、四〇四、四〇四の一、四〇五から四〇七まで、四〇七の一、四〇八、小字岫ノ川一二〇六、一二〇八、一二〇八の乙、一二〇九から一二一二まで、小字西ケ谷四〇九、四〇九の一、四〇九の乙、四一一の一、四一二、四一二の一、四一二の二、四一三から四一五まで、四一五の一、四一六、四一六の一、四一七、四一七の一、四一八、四一八の一、四一九、四一九の乙、小字才谷四二〇、四二〇の一、四二〇の丙、四二〇の丁、四二四、四二四の一、四二四の二、四二五、四二五の一、小字タンジ岫四二六、四二七、四二七の一、四二八、四二八の一、四二八の二、四二九、四二九の一、四三〇、小字宮岫四三二、四三二の一、四三三、四三三、四三三の一、四三五、四三五の一、四三七、四三七の一、四三八、四三八の一、四三八の二、四三九から四四一まで、四四一の一、四四二、四四三、四四三の一、四四五、四四六、小字黒山一五五の一、一五六、一五六の一、一五七、一五七の一、一五八、一五八の一、二三七、二三八、二三八の一、二三九、二三九の一、二四〇、二四〇の一、二四〇の二、二四二、二四二の一、二四三、二四三の一、二四五の一から二四五の四まで、二四六、二四六の一、二四七、二四七の一、二四八、二四九、二四九の一、二五一、二五一の一、二五二、二五二の一、二五四、二五五、二五六の一から二五六の三まで、小字六田一五〇、一五〇の一、一五一、一五一の一、一五二から一五二の一、一五二の二、一五三、一五三の一、一五三の二、一五四、一五四の一、一五五、一五五の一、一五六、一五六の一、一五六の二、一五七、一五七の一、一五八、一五八の一、一五九、一五九の一、一六〇、一六〇の一、一六一、一六一の一、一六二、一六二の一、一六三、一六三の一、一六四、小字西寺三六六、三六六の一、三六六の二、三六八、三六八の一、三七一、三七四、三七四の一、三七五、三七五の一、三七六の一、三七七、三七七の一、三七八、三七八の一、三八〇、三八〇の一、三八〇の二、小字ジチモ三八一、三八一の一、三八三、三八三の一、三八三の二、三八四、三八四の一、三八五、三八五の一、三八六、三八六の一、小字八尾三八七、三八七の一、三八八、三八八の一、三八九、三八九の一、三九一、三九三、三九三の一、三九四、三九四の一、三九四の二、三九五、三九五の一から三九五の三まで、小字ヒエダ三九七、三九七の一、三九八、三九八の一、三九九、三九九の一、四〇〇、四〇〇の一、四〇一、四〇一の一、四〇二、四〇二の一、四〇四、四〇四の一、四〇五から四〇七まで、四〇七の一、四〇八、小字岫ノ川一二〇六、一二〇八、一二〇八の乙、一二〇九から一二一二まで、小字西ケ谷四〇九、四〇九の一、四〇九の乙、四一一の一、四一二、四一二の一、四一二の二、四一三から四一五まで、四一五の一、四一六、四一六の一、四一七、四一七の一、四一八、四一八の一、四一九、四一九の乙、小字才谷四二〇、四二〇の一、四二〇の丙、四二〇の丁、四二四、四二四の一、四二四の二、四二五、四二五の一、小字タンジ岫四二六、四二七、四二七の一、四二八、四二八の一、四二八の二、四二九、四二九の一、四三〇、小字宮岫四三二、四三二の一、四三三、四三三、四三三の一、四三五、四三五の一、四三七、四三七の一、四三八、四三八の一、四三八の二、四三九から四四一まで、四四一の一、四四二、四四三、四四三の一、四四五、四四六、小字黒山一五五の一、一五六、一五六の一、一五七、一五七の一、一五八、一五八の一、二三七、二三八、二三八の一、二三九、二三九の一、二四〇、二四〇の一、二四〇の二、二四二、二四二の一、二四三、二四三の一、二四五の一から二四五の四まで、二四六、二四六の一、二四七、二四七の一、二四八、二四九、二四九の一、二五一、二五一の一、二五二、二五二の一、二五四、二五五、二五六の一から二五六の三まで、小字六田一五〇、一五〇の一、一五一、一五一の一、一五二から一